

飯塚市の新型コロナウイルス感染症対策検討資料

項目	2020年(4/8～5/6)緊急事態宣言時の対応	2021年(1/14～2/28)緊急事態宣言時の対応	2021年(5/12～5/31)緊急事態宣言時の対応
予防・まん延防止策	<p>①原則市主催の会議・イベントは延期又は中止 ・各種団体主催の会議・イベントも市に対応を踏まえ延期(5/6以降)又は中止要請を行う。</p> <p>②市民利用型公共施設の休業(4/9～5/6)</p> <p>③民間施設への感染対策の徹底</p> <p>④マスク等の配付</p> <p>⑤市職員感染防止策の徹底 ・窓口対応職員のマスクの着用 ・発熱等の風邪症状がみられる職員への休暇取得の勧奨 ・職員感染時の対応方針策定</p>	<p>①市民への感染防止対策 ・三密の回避、新しい生活様式の徹底 ・不要不急の外出自粛、特に20時以降の外出及び飲食店利用の自粛要請 ・接触確認アプリCOCOA利用呼びかけ</p> <p>②市主催の会議・イベント ・国の示した基準に従い、個別に開催の可否を判断 ・イベントの実施時間は原則20時までとする。 ・飲食を伴うイベントは中止する。</p> <p>③市民利用型公共施設 ・利用時間を原則20時までとする。</p> <p>④民間施設への感染対策の徹底要請</p>	<p>①市民への感染防止対策 ・三密の回避、マスク着用新しい生活様式の徹底 ・不要不急の外出自粛要請 ・接触確認アプリCOCOA利用呼びかけ</p> <p>②市主催の会議・イベント ・イベントは原則として延期または中止とする。 ・その他(審議会等における報酬の取り扱い) 感染拡大防止のため書面開催となった審議会等においても、委員報酬は支払う。オンライン開催となった審議会についても同様の取り扱いとする。</p> <p>③市民利用型公共施設 ・利用時間を原則20時までとする。 ・感染防止策の徹底を行う。【別紙資料参照】</p> <p>①民間施設への感染対策の徹底要請</p> <p>⑤市役所関係 ○市職員感染防止策の徹底 ・職員の行動ルール(日常生活含む)を発出し、感染防止策を徹底 ○業務継続を維持した上での人員削減の取組 ・各種休暇等を活用した職場内の人員削減 ・早出遅出勤務制度を準用した時差出勤 ・モバイル端末またはテレワークシステムを活用した在宅勤務の勧奨 ○昼食時の取組み ・「黙食」の徹底 ・各会議室を昼食用スペースとして開放し、昼食時の執務室の人員を削減</p>
小中学校等運営上の対応策	<p>①市立小中学校 ・4月9日より休業 ・入学式:規模縮小して実施</p> <p>②児童クラブ ・期末休暇時と同様の対応とする。</p>	<p>①感染予防を再徹底したうえで、一斉臨時休校は実施しない</p> <p>②部活動・行事は、感染リスクを見極めて判断</p>	<p>①感染予防を再徹底したうえで、一斉臨時休校は実施しない</p> <p>②体育会、スポーツフェスタ、学習発表会等の学校行事は延期</p> <p>③修学旅行など宿泊を伴う学校行事は延期</p> <p>④部活動の対外試合は行わず、感染防止を講じたうえで自校のみで活動</p> <p>⑤児童クラブは感染予防を再徹底したうえで、原則開所する</p>
保育所・こども園運営上の対応策	<p>①登園自粛要請を行う。縮小運営</p>	<p>①感染予防を再徹底したうえで、一斉臨時休園等は実施しない</p> <p>③行事は、感染リスクを見極めて判断</p>	<p>①感染予防を再徹底したうえで、一斉臨時休園等は実施しない</p> <p>②行事は、変異ウイルスの感染リスクを見極めて判断する。</p> <p>③幼児への感染状況を踏まえ、保護者に対し、家庭内感染の防止策の徹底</p>
時短(休業)要請への対応 (非公表)			<p>①公共施設の利用時間制限に伴う使用料等還付の取扱い i)20時以降の利用予約分については、全額還付 ii)20時までの利用予約分のキャンセルについても感染症拡大防止を理由とするものについては上記と同様に取り扱う。</p>

			<p>②指定管理施設における委託料の取扱い</p> <p>i)従業員の人件費については、年度当初の計画どおり支払うことを基本とする(雇用の確保)</p> <p>ii)施設の開館時間短縮に伴う利用料金収入の減については、影響額を補填</p> <p>iii)事業経費については、感染症拡大防止対策に要した支出や事業の未実施による不用額等の影響額を考慮のうえ、精算</p>
支援策	<p>①事業継続と雇用維持の応援の視点 事業継続応援事業、事業継続応援貸付事業</p> <p>②市民生活維持の視点 再就職(再雇用)応援事業、ひとり親家庭等応援事業</p> <p>③市民生活維持のため活動を継続している事業所の人々への応援の視点 医療施設従事者応援事業、保育施設職員、放課後児童クラブ職員応援事業</p>	<p>① 事業継続と雇用維持の応援の視点 緊急事態宣言解除後における飲食事業者への応援事業の実施検討 感染拡大防止に取り組む事業者への応援事業の実施検討 IT導入等応援補助(事業名変更:ウイズコロナ対応事業者支援事業)の継続実施検討 再就職(再雇用)応援事業の継続実施検討 事業継続相談事業の継続実施検討</p> <p>②市民生活維持の視点 無症状高齢者に対するPCR検査費補助制度の実施検討 自宅待機者で買い物困難者に対する支援サービスの実施検討 自治会活動感染防止事業支援の継続実施検討 フードバンク実施者との連携事業の実施検討</p> <p>③市民生活維持のため活動を継続している事業所の人々への応援の視点 コロナ感染症対応医療機関への応援事業の実施</p>	<p>現時点では当初予算で計上しているコロナ対策事業で対応し、今後緊急事態宣言期間の延長や感染が拡大するときは、速やかに新たな支援及び対応を行う。</p>
相談窓口	<p>①新型コロナウイルス対策の総合相談窓口の設置</p> <p>②個人向け生活資金相談窓口の設置(市社協と共同設置)</p> <p>③事業者向け経済支援相談窓口の設置</p>	<p>①一般電話相談窓口⇒コロナ対策室、健幸スポーツ課</p> <p>②事業者相談 ・事業者相談・問い合わせ窓口の開設 事業者向け相談窓口 本庁2階(常時3名体制 うち専門家1名常駐)</p>	<p>① 一般電話相談窓口⇒健幸保健課</p> <p>②事業者相談 ・事業者相談・問い合わせ窓口の継続開設 事業者向け相談窓口 本庁2階(常時3名体制 うち専門家1名常駐)</p>
市民への啓発	<p>①SNS、ホームページを利用した情報提供(随時更新)</p> <p>②防災行政無線による「感染予防」「外出自粛」に関する定型、定時放送</p> <p>③市の取組を各施設へ掲示</p> <p>④市民向け情報提供用チラシ全戸配布の検討(4/15)</p>	<p>①SNS、ホームページを利用した情報提供(随時更新)</p> <p>②防災行政無線による「感染予防」「外出自粛」に関する定型、定時放送</p> <p>③市の取組を各施設へ掲示</p> <p>④市民向け情報提供用チラシ全戸配布(2月1日) 内容:感染防止、自粛要請、生活支援策、経済支援策など</p> <p>⑤ 繁華街での見回り活動等の実施</p>	<p>① 感染力の強い変異ウイルスによる感染拡大に対する注意喚起を行う。</p> <p>② 啓発媒体は、防災行政無線、SNS、市のホームページ及び電子掲示板とする。</p> <p>③ 各種団体の広報媒体での啓発依頼を行う。</p>